

第2期丹波市生涯学習基本計画

あなたの思いを
きかせてください



丹波市では現在、誰もが楽しく学び、ワクワクした毎日を送ることができるよう、「第2期丹波市生涯学習基本計画」をつくっています。

ぜひ、あなたの思いをきかせてください。

生涯学習＝
生涯を通じて行う、あらゆる
学習のこと。学校での勉強、
読書、趣味、仕事、子育て
etc・・・みんな生涯学習だよ。



QRコード

第2期丹波市生涯学習基本計画（案）に対するパブリックコメント（意見公募）要領

1 案件

第2期丹波市生涯学習基本計画（案）

2 趣旨

丹波市では、年齢、性別、言語や文化の違い、障がいの有無等に関わらず誰もが楽しく学べる場をつくり、「市民と地域全体のウェルビーイングの実現」と「持続的な地域コミュニティの基盤形成」に繋げるため、「第2期丹波市生涯学習基本計画」の策定を進めています。

この度、計画案について、広く市民の皆さまにご意見を伺うため意見公募を行います。

3 募集期間

令和7年〇月〇日（〇）～令和7年〇月〇日（〇） ※必着

4 意見を提出できる人

- （1）市内に住所を有する方
- （2）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- （3）市内の事務所若しくは事業所に勤務する方又は市内の学校に在学する方
- （4）丹波市ふるさと住民登録制度実施要綱（平成30年丹波市告示第186号）の規定に基づき登録された方
- （5）意見等を求める事項に関し利害関係を有する方

5 閲覧場所

- （1）市ホームページ
- （2）まちづくり部 市民活動課、各支所、本庁第2庁舎、健康センターミルネ
- （3）各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ（丹波ゆめタウン2F）

6 意見の提出方法

「第2期丹波市生涯学習基本計画（案）に対するご意見・ご提案 提出用紙」に氏名・住所・連絡先、ご意見・ご提案、公表の意向を記入の上、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- （1）持 参：上記の閲覧場所に設置の意見提出箱に投函
- （2）郵 送：〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
まちづくり部 市民活動課 生涯学習係 宛
- （3）F A X：0795-82-4370 （※電話は不可）
- （4）電子メール：shiminkatsudou@city.tamba.lg.jp
- （5）ホームページ：右の二次元コードから

QR
コード

7 意見の公表等

- （1）提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答としてとりまとめ、上記閲覧場所及び市ホームページで公表します。（公表を希望されない場合を除く。）
- （2）提出されたご意見・ご提案に対し、個別の回答は行いません。
- （3）意見募集の結果公表の際には、ご意見・ご提案以外の内容（氏名・住所等の個人情報等）は公表しません。（「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」により適正に取り扱います。）

8 問合せ先

まちづくり部 市民活動課 生涯学習係 （電話：0795-82-0409）

第2期丹波市生涯学習基本計画（案）に対するご意見・ご提案 提出用紙

■必ず記入してください

氏 名 (法人名等)	
住 所 (所在地)	〒
連絡先	電話・メール・FAXいずれか連絡の取りやすいものを記入してください。

■以下の欄にご意見・ご提案を記入してください

ご意見・ご提案の内容	
該当項目 等 (○ページ、○行目)	
ご意見・ご提案の公表	公表を希望されない場合は、☒をしてください。 ☐ 公表を希望しない

※提出期限：令和7年〇月〇日（〇） 必着

※内容に関して確認させていただく場合がありますので、「氏名」「住所」「連絡先」は必ずご記入ください。

（匿名によるご意見・ご提案の提出は受付ができませんのでご了承ください。）

※ご意見・ご提案の内容を正確に把握する必要があるため、電話等の口頭による受付はできません。

※お寄せいただいたご意見・ご提案に対し、個別の回答は行いません。

※公表の際には、ご意見・ご提案以外の内容（氏名・住所等の個人情報等）は公表しません。

※ご意見・ご提案の内容については、標記のパブリックコメント以外の目的には使用しません。

【ご意見・ご提案の提出方法】

○窓口提出・・・まちづくり部市民活動課、各支所、本庁第2庁舎、健康センターミルネ、
各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザに設置の意見提出箱へ投函

○郵 送・・・〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

丹波市役所 まちづくり部 市民活動課 生涯学習係 宛